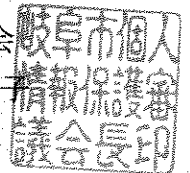


答 申 第 2 4 1 号
平成30年11月19日

岐阜市長 柴 橋 正 直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子



電子計算機の結合について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第9条第1項第2号の規定に基づき、平成30年11月13日付け岐阜市民国第691号及び岐阜市福介第887号で依頼のありました下記事案について、下記のとおり答申します。

記

1 電子計算機の結合について

(1) 事案の概要

本市では、国民健康保険事業における医療機関等からの療養の給付に関する費用の請求に係る審査及び支払等に関する事業及び介護保険事業における事業者からの介護サービス費の請求に係る審査及び支払等に関する事業（以下「審査支払等事業」と総称する。）を、それぞれ国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）で定めるところにより、岐阜県国民健康保険団体連合会（法第83条第1項の規定により岐阜県下において設立された国民健康保険団体連合会をいう。以下「連合会」という。）に委託して実施している。

審査支払等事業において、本市では国民健康保険事業にあつては保険医療機関等から連合会に提出される医療レセプト（療養の給付の請求に係る診療（調剤）報酬請求書及び診療（調剤）報酬明細書をいう。）及び介護保険事業にあつては事業者から連合会に提出される介護レセプト（介護サービス費の請求に係る介護給付費請求書等及び介護給付費明細書等をいう。）の受領等を本市において行うため、連合会が運営し、及び管理する国保総合システム及び介護保険審査支払等システムを利用しているところ、当該各システムの利用に当たり、市民生活部国保・年金課及び福祉部介護保険課と連合会との間で通信回線により電子計算機の結合（以下「本件電子計算機の結合」という。）を行っている。

本件電子計算機の結合に関し法令又は条例に定めはなく、審議会の意見を聴いていないことから諮問するものである。

2 意見

適当なものと認める。